

○廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱

平成 9 年 4 月 1 日

告示第 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、廿日市市契約規則（昭和 6 3 年規則第 1 5 号。以下「規則」という。）第 2 条に定める場合（規則第 1 8 条及び規則第 2 6 条において準用する場合を含む。）のほか、本市が発注する工事又は製造の請負並びに物品の売買、修繕及び借入れ並びに業務の委託（以下「請負等」という。）に係る契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、本市の競争入札参加資格者名簿に登録された業者（以下「資格者」という。）に対する指名除外の措置について必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成 2 5 年告示 4 8 号〕）

(指名除外)

第 2 条 市長は、資格者が別表左欄の措置要件（以下「別表の措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、別表の措置要件に応じて定める同表右欄の除外期間（以下「別表の除外期間」という。）に定めるところにより、当該資格者を指名除外するものとする。

2 市長は、請負等の契約に係る指名競争入札において、前項の規定により指名除外を受けた資格者を指名除外の期間中は指名しないものとする。開札前に現に指名している資格者が指名除外を受けたときは、当該資格者の指名を取り消すものとする。

3 別表の措置要件に該当する事案について、当該事実が発生した日から別表の除外期間（当該措置要件ごとに規定する期間が短期及び長期をもつて定められている場合は、その長期の期間とする。）を経過した後に知り得たときは、指名除外は行わないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、指名除外を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔平成 2 5 年告示 4 8 号〕）

(指名除外の期間)

第3条 指名除外の期間は、それぞれの事案の情状に応じて、別表の除外期間の範囲内で市長が定める。

2 資格者が一の事案により別表の措置要件の2以上に該当するときは、それぞれの別表の措置要件ごとに定めた別表の除外期間の短期及び長期の最も長いものをもつて、それぞれ指名除外の期間の短期及び長期とする。

3 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名除外の期間の短期は、別表の除外期間の短期の2倍の期間とする。ただし、前回の指名除外の期間が1月に満たないときは1.5倍の期間とする。

(1) 指名除外の期間満了後1年を経過するまでの間に、別表の措置要件に該当することとなつたとき。

(2) 別表左欄第2号、第9号又は第12号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後5年を経過するまでの間に、それぞれ同表左欄第2号、第9号又は第12号の措置要件に該当することとなつたとき。

4 指名除外の期間中に、別表の措置要件に該当することとなつたときは、新たに該当する措置要件について指名除外すべき期間から現に行っている指名除外期間との重複期間の1/2の日数を控除した期間を、現に行っている指名除外期間の残余期間に加算する。

5 市長は、情状を量すべき特別の事由があるため、別表の除外期間及び第2項及び第3項の規定による指名除外の期間（期間が短期及び長期をもつて定められている場合は、その短期）未満の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該期間の1/2までの期間に短縮することができる。

6 市長は、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表の除外期間及び第1項から第3項の規定による期間（期間が短期及び長期をもつて定められている場合は、その長期）を超える指名除外の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

7 市長は、前項及び別表の除外期間並びに第1項から第3項までの規定による指名除外の期間を変更して定める特別の事由があるときは、別に指名除外の期間を定めることができる。

8 第3項、第4項及び第6項から前項までの規定により定める期間は24か月を超えないものとする。

(一部改正〔平成25年告示48号〕)

(下請負人及び共同企業体に関する指名除外)

第4条 市長は、第2条の規定により指名除外する場合において、当該指名除外について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人も併せて、元請負人の指名除外の期間と同一期間の指名除外するものとする。ただし、当該下請負人について情状酌量すべき事由があるときは、当該元請負人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外するものとする。

2 市長は、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）若しくは共同企業体の構成員が別表の措置要件に該当するときは、当該共同企業体及びその構成員である資格者（明らかに当該指名除外について責めを負わないと認められる者を除く。）を指名除外するものとする。ただし、情状酌量すべき事由がある当該共同企業体の構成員である有資格業者については、当該指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外するものとする。

(一部改正〔平成25年告示48号〕)

(指名除外の期間の変更)

第5条 市長は、指名除外の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなつたときは、別表の除外期間又は第3条各項に定める期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

(一部改正〔平成25年告示48号〕)

(指名除外の期間の追加)

第6条 資格者が、既に指名除外の期間が満了した後に、当該指名除外と同一の事案について新たな事実が明らかとなり、別表の措置要件に該当することとなつた場合においては、指名除外の期間が既に期間が満了した指名除外の期間を超える場合にのみ指名除外を行うこととし、その場合の指名除外の期間は当該新たな事実が明らかになつたことにより措置すべき指名除外の期間から既に期間が満了した指名除外の期間を控除した期間とする。

（一部改正〔平成25年告示48号〕）

（指名除外の解除）

第7条 市長は、指名除外期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなつたと認めたときは、その資格者の指名除外を解除するものとする。

（指名除外に該当する資格者の発生等の報告）

第8条 請負等主管課長の職にある者（以下「主管課長」という。）は、資格者が別表の措置要件に該当するおそれがあると認めたときは、速やかに、指名除外に該当する指名業者発生報告書（別記様式第1号）により市長に報告するものとする。

（一部改正〔平成25年告示48号・31年56号〕）

（処理の決定）

第9条 市長は、前条の報告その他によつて資格者の指名除外事由、指名除外期間の変更事由又は指名除外の解除事由を知つた場合において、指名除外、指名除外期間の変更又は指名除外の解除をしようとするときは、廿日市市競争入札参加者審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、指名除外する期間を本要綱及び各措置要件についてあらかじめ審査会で定めた基準に基づいて定める場合及び別表左欄第18号の措置要件に基づく指名除外を行う場合については、審査会を経ないで、指名除外を行うことができるものとする。この場合においては、次の審査会においてこれを審査会に報告しなければならない。

2 前項の審査会の意見を徴する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指名除外しようとする場合は、その可否及び指名除外の期間
- (2) 指名除外の期間を変更しようとする場合は、その可否及び変更期間
- (3) 指名除外を解除しようとする場合は、その可否

(一部改正〔平成25年告示48号〕)

(指名除外等の決定)

第10条 市長は、指名除外、指名除外期間の変更又は指名除外の解除をしたときは、当該資格者に対して、それぞれ指名除外通知書（別記様式第2号）、指名除外期間変更通知書（別記様式第3号）又は指名除外解除通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、指名除外をした資格者に対し前項の通知をする場合において、その指名除外の理由が本市発注の請負等に関する事由に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(一部改正〔平成25年告示48号〕)

(随意契約の相手方の制限)

第11条 市長は、指名除外期間中の資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成25年告示48号〕)

(下請等の禁止)

第12条 主管課長は、その所管に属する請負等に関して、指名除外期間中の資格者が下請し、又は受託することを承認してはならない。

(一部改正〔平成25年告示48号〕)

(指名除外の措置の公表)

第13条 市長は、指名除外を行ったときは、指名除外を行った資格者の商号、名称、所在地、指名除外の期間及び指名除外の理由を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、閲覧の方法による。

(一部改正〔平成25年告示48号〕)

(苦情申立ての方法)

第14条 第2条の規定による指名除外を受けた者は、当該措置の期間内に、苦情申立書（別記様式第5号。以下「申立書」という。）により市長に苦情を申し立てることができるものとする。

2 申立書が郵送により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす。

（追加〔平成28年告示30号〕）

（苦情申立手続等の教示）

第15条 市長は、前条第1項の規定により苦情申立てができる者から求められたときは、苦情申立てができる事項、期間及び手続について教示しなければならない。

（追加〔平成28年告示30号〕）

（苦情申立てへの回答）

第16条 市長は、第14条第1項の規定による苦情申立てがあった場合は、当該苦情申立てを受理した日の翌日から起算して10日（廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に当該苦情申立てを行った者（以下「申立者」という。）に対し、苦情申立回答書（別記様式第6号。以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（追加〔平成28年告示30号〕）

（苦情申立ての却下）

第17条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、当該苦情申立てを却下することができるものとする。

2 前項の規定により苦情申立てを却下したときは、申立者に対して却下通知書（別記様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

（追加〔平成28年告示30号〕）

（苦情処理結果の公表）

第18条 市長は、申立者に回答を行ったときは、申立者が提出した申立書及び市長が作成した回答書の写しを公表するものとする。前条第1項の規定により苦情申立てを却下したときもまた、同様とする。

2 前項の公表期間は、公表した日の属する年度及びその翌年度とする。

(追加〔平成28年告示30号〕)

(委任)

第19条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度審査会の意見を聴いて、別に定めるものとする。

(一部改正〔平成25年告示48号・28年30号〕)

附 則

1 この告示は、平成9年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成26年告示46号〕)

2 この告示の施行の日前にした行為に係る指名除外については、なお従前の例による。

(一部改正〔平成26年告示46号〕)

3 建設業者指名除外基準要綱(昭和60年告示第91号)は、廃止する。

附 則(平成10年9月1日告示第84号)

この告示は、平成10年9月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日告示第70号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第57号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日告示第57号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第48号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日告示第46号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日告示第30号)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱別表の規定は、この告示の施行の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為に係る指名除外については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日告示第56号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日告示第45号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この告示の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行後にした行為に対して、他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは

は廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

別表（第２条関係）

（全部改正〔平成２５年告示４８号〕、一部改正〔平成２６年告示４６号・２８年３０号・令和７年告示４５号〕）

措置要件	除外期間
（故意による粗雑履行） 1 請負等の履行に当たり、故意に工事又は製造等を粗雑にし、又は設計書・仕様書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。	措置要件に該当すると認められた日から４月以上２４月以内
（入札妨害又は談合） 2 の 1 次の（１）又は（２）に該当することとなつたとき。 （１） 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（（２）の場合を除く。）。 （２） 市の入札（入札執行者が工事等の請負契約を締結するために行う一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）に関し、（１）に掲げる者が入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知つた日から ４月以上２４月以内 1 ２月以上２４月以内
2 の 2 次の（１）から（３）のいずれかに該当す	逮捕又は公訴を知つた日

るとき。	から
(1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（(2)及び(3)の場合を除く。）。	6月以上24月以内
(2) 市発注工事等（市と締結する請負契約に係る工事等をいう。以下同じ。）に関し、(1)に掲げる者が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（(3)の場合を除く。）。	12月以上24月以内
(3) 市発注工事等について、談合情報対応マニュアル（平成7年4月1日制定）に基づいて談合の事実がないとの誓約書を提出したにもかかわらず、(1)に掲げる者が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (契約妨害)	12月以上24月以内
3 市発注工事等について、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。 (監督・検査妨害)	措置要件に該当すると認められた日から24月
4 市発注工事等の監督又は検査の実施に当たり、その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。 (虚偽記載)	措置要件に該当すると認められた日から6月以上24月以内
5 市の入札において競争入札参加資格審査申請書その他の調査資料に虚偽の記載をし、請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	措置要件に該当すると認められた日から2月以上6月以内

(過失による粗雑履行)	
6 次の(1)又は(2)に該当するとき。	措置要件に該当すると認め めた日から
(1) 市発注工事等の履行に当たり、過失により工事又は製造等を粗雑にしたと認められるとき。	1 か月以上 6 月以内
(2) 市発注工事において、工事成績評定の結果が 60 点未満であるとき。	1 か月以上 6 月以内
(契約違反)	
7 他の号に掲げる場合のほか、市発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	措置要件に該当すると認め めた日から 1 月以上 1 2 月以内
(公衆損害及び工事等関係者事故)	
8 安全管理の措置が不適切であつたため、次の(1)から(4)のいずれかに該当することとなつたとき。	措置要件に該当すると認め めた日から
(1) 市発注工事等の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	2 月以上 6 月以内
(2) 一般工事等の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 月以上 3 月以内
(3) 市発注工事等の履行に当たり、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1 月以上 4 月以内
(4) 一般工事等の履行に当たり、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合	2 週間以上 2 月以内

において、当該事故が重大であると認められるとき。	
(贈賄)	
9 次の(1)から(3)のいずれかに該当することとなつたとき。	
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知つた日から
ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	8月以上24月以内
イ 資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時市が発注する請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）	6月以上24月以内
ウ 資格者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）	4月以上18月以内
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、中国地方の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知つた日から
ア 代表役員等	3月以上9月以内
イ 一般役員等	2月以上6月以内
ウ 使用人	1月以上3月以内
(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、中国地方以外の公共機関の職員に対して行つた	逮捕又は公訴を知つた日から

贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経 ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	2 月以上 6 月以内
イ 一般役員等	1 月以上 3 月以内
ウ 使用人	1 月以上 2 月以内
(契約締結拒否)	
1 0 市の入札において、落札しても契約を締 結しなかったとき。	措置要件に該当すると認 めた日から 3 月以上 9 月 以内
(暴力的不法行為等)	
1 1 次の(1)から(6)のいずれかに該当した とき。	措置要件に該当すると認 めた日から
(1) 代表役員等若しくは一般役員等が集団 的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行 うおそれのある組織（以下「暴力団」とい う。）の関係者（以下「暴力団関係者」と いう。）であると認められるとき、又は暴 力団関係者が資格者の経営に実質的に関与 していると認められるとき。	1 2 月以上 2 4 月以内
(2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、 又は第三者に損害を加える目的をもつて、 暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する などしていると認められるとき。	1 0 月以上 2 4 月以内
(3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、 暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若し くは運営に実質的に関与していると認めら れる法人、組合等に資金その他の財産上の 利益を提供しており、又はこれらに便宜を	8 月以上 2 4 月以内

供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。	
(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	8 月以上 2 4 月以内
(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	6 月以上 1 8 月以内
(6) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、業務に関し、暴力行為を行つたと認められるとき。 (独占禁止法違反行為)	1 月以上 1 8 月以内
1 2 次の(1)から(6)のいずれかに該当し、市発注工事等の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	措置要件に該当すると認められた日から
(1) 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとき（(2)から(6)までの場合を除く。）。	4 月以上 2 4 月以内
(2) 市発注工事等に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとき（(3)、(5)及び(6)の場合を除く。）。	1 2 月以上 2 4 月以内
(3) 市発注工事等について、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事	1 2 月以上 2 4 月以内

実がないとの誓約書を提出したにもかかわらず、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反していたとき（(6)の場合を除く。）。	
(4) 資格者の業務について独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行つたとき（(5)及び(6)の場合を除く。）。	6月以上24月以内
(5) 市発注工事等について独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行つたとき（(6)の場合を除く。）。	12月以上24月以内
(6) 市発注工事等について、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出したにもかかわらず、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行つたとき。 (業務に関する法令違反)	12月以上24月以内
13 他の号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (指示又は営業停止)	逮捕又は公訴を知つた日から1月以上9月以内
14 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項若しくは第2項の規定に基づく指示又は同条第3項の規定に基づく営業停止の処分を受けたとき。	指示又は処分の事実を知つた日から1月以上12月以内

(不正又は不誠実な行為)	
1 5 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	措置要件に該当すると認められた日から1月以上9月以内
(私的行為による法令違反)	
1 6 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	措置要件に該当すると認められた日から1月以上9月以内
(代理人等の禁止)	
1 7 この要綱に基づく指名除外の期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。	措置要件に該当すると認められた日から1月以上6月以内
(営業不振)	
1 8 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。	措置要件に該当すると認められた日から別に通知する日まで
(契約不履行)	
1 9 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたと認められるとき。	措置要件に該当すると認められた日から24月以内
(入札不参加)	
2 0 指名業者として指名されたにもかかわらず、入札辞退の意思表示なくして入札に参加しなかつたことが同一年度に2度以上あると	措置要件に該当すると認められた日から1月以上6月以内

き。 (公正な取引秩序の確保) 2 1 市の入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められるとき又は乱すおそれがあると認められるとき。 (談合関連行為) 2 2 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (談合調査に対する虚偽報告) 2 3 談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取において、事実と反する説明を行い、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (外部からの働きかけ等) 2 4 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、本市の職員に対して不当な働きかけ等を行い、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	措置要件に該当すると認められた日から 1 月以上 6 月以内 措置要件に該当すると認められた日から 1 月以上 1 2 月以内 措置要件に該当すると認められた日から 3 月以上 9 月以内 措置要件に該当すると認められた日から 1 月以上 9 月以内
---	---

備考 この表の第 1 1 号から第 1 3 号まで及び第 1 5 号において「業務」とは当該資格者が営業として行う全ての業務（管理的業務を含む。）をいう。

(別記) (略)

（全部改正〔平成 3 1 年告示 5 6 号〕、一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

（全部改正〔平成 2 8 年告示 3 0 号〕、一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

（全部改正〔平成 2 8 年告示 3 0 号〕、一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

（全部改正〔平成 2 8 年告示 3 0 号〕、一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 5 号（第 1 4 条関係）

（全部改正〔平成 2 8 年告示 3 0 号〕、一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 6 号（第 1 6 条関係）

（全部改正〔平成 2 8 年告示 3 0 号〕、一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 7 号（第 1 7 条関係）

（全部改正〔平成 2 8 年告示 3 0 号〕、一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）